

佐賀県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十三年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあつては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
唐津市 山田	原部田一（二〇二一・〇九五・一） 原部田二（二〇二一・〇九五・二） 原部田三（二〇二一・〇九五・三） 平原一（二〇二一・〇九六・一） 平原二（二〇二一・〇九六・二） 平原一（二〇二一・二二〇・一） 日ノ谷（二〇二一・二二二・一） 山田（二〇二一・二二二・一）	急傾斜地の崩壊 土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県土木づくり本部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）